



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部
総務監察課法制文書室

定期第 7 5 7 号 令和 6 年 1 0 月 2 2 日発行

目 次

は県例規集登載

【告示】

番 号	表 題	担当課名
5 0 8	令和 6 年度徳島県一般会計補正予算（第 2 号、第 3 号及び第 4 号）及び令和 6 年度徳島県港湾等整備事業特別会計補正予算（第 1 号）の要領を公表する件	財政課
5 0 9	特定調達契約について一般競争入札により落札者を決定した件	管財課
5 1 0	同	同
5 1 1	同	同
5 1 2	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった件	環境管理課
5 1 3	特定養殖業者の同意が漁業災害補償法に規定する要件に適合すると認める件	水産振興課
5 1 4	土地改良区の定款の変更を認可した件	農山漁村振興課

【選挙管理委員会告示】

番 号	表 題	担当課名
9 5	政治資金規正法の規定に基づく政治団体の届出事項の異動の届出があった件	
9 6	政治資金規正法の規定に基づく資金管理団体の届出事項の異動の届出があった件	
9 7	不在者投票を行うことができる施設を指定した件の一部を改正する件	

【公安委員会規則】

番 号	表 題	担当課名
1 5	徳島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	

【海区漁業調整委員会指示】

番 号	表 題	担当課名
5	全長２０センチメートルを超えるうなぎを採捕することを禁止する区域及び期間を指示する件	
6	押網を船舶に積載することを禁止する件	

【内水面漁場管理委員会指示】

番 号	表 題	担当課名
3	全長２０センチメートルを超えるうなぎを採捕することを禁止する区域及び期間を指示する件	
4	押網を船舶に積載することを禁止する件	

徳島県告示第五百八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百十九条第二項の規定により、令和六年十月八日徳島県議会の議決を経た令和六年度徳島県一般会計補正予算（第二号、第三号及び第四号）及び令和六年度徳島県港湾等整備事業特別会計補正予算（第一号）の要領を次のとおり公表する。

令和六年十月二十二日

徳島県知事 後藤 田 正 純

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県企画総務部財政課、県庁ふれあいセンター及び県民センターに備え置いて、公衆の縦覧に供する。）

徳島県告示第五百九号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和六年十月二十二日

徳島県知事 後藤田 正 純

- 一 落札に係る物品等の名称及び数量
校内LAN用サーバー式 十三台
- 二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
徳島県企画総務部管財課
徳島市万代町一丁目一番地
- 三 落札者を決定した日
令和六年九月二十六日
- 四 落札者の氏名及び住所
テック情報株式会社
板野郡板野町犬伏字東谷六番地三三
- 五 落札金額
二千九百四十八万円
- 六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 七 一般競争入札の公告を行った日
令和六年八月二日

徳島県告示第五百十号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和六年十月二十二日

徳島県知事 後藤田 正 純

- 一 落札に係る物品等の名称及び数量
教員用タブレット 八百台
- 二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
徳島県企画総務部管財課
徳島市万代町一丁目一番地
- 三 落札者を決定した日
令和六年九月二十六日
- 四 落札者の氏名及び住所
四国通建株式会社
愛媛県今治市南大門町一丁目一番地の一五
- 五 落札金額
四千二百六十八万円
- 六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 七 一般競争入札の公告を行った日
令和六年八月二日

徳島県告示第五百十一号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和六年十月二十二日

徳島県知事 後藤田 正 純

- 一 落札に係る物品等の名称及び数量
誘導結合プラズマ質量分析装置 一式（賃貸借）
- 二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
徳島県生活環境部環境管理課
徳島市万代町一丁目一番地
- 三 落札者を決定した日
令和六年九月二十六日
- 四 落札者の氏名及び住所
ＪＡ三井リース株式会社
東京都中央区銀座八丁目一三番一号
- 五 落札金額
三十六万千九百円（月額）
- 六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 七 一般競争入札の公告を行った日
令和六年八月二日

徳島県告示第五百十二号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があつたので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和六年十月二十二日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 申請の概要

1 申請者

名 称 日亜化学工業株式会社

住 所 阿南市上中町岡四九一番地一〇〇

代表者 代表取締役 小川裕義

2 工場又は事業場

名 称 日亜化学工業株式会社 辰巳工場

所在地 阿南市辰巳町一番地一九

3 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第六十六号に規定する電気めつき施設

4 特定施設及び汚水等の処理に関する事項

二の縦覧の期間及び場所において、関係書類を備え置いて縦覧に供するとともに、徳島県生活環境部環境管理課ホームページにおいて公表する。

二 縦覧の期間及び場所

1 期間

令和六年十月二十二日から

令和六年十一月十二日まで

2 場所

徳島県生活環境部環境管理課及び阿南市市民部環境保全課

徳島県告示第五百十三号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。）第百二十五条の六第三項において準用する法第百五条の二第四項の規定により、次の加入区の区域内特定養殖業者の同意が法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合すると認めるので、公示する。

令和六年十月二十二日

徳島県知事 後藤 田 正 純

法第百二十五条の二に規定する養殖業
のり等養殖業（黒のり）

加入区の名称	加入区の区域
徳島市辰巳加入区	徳島市辰巳漁業協同組合の地区

徳島県告示第五百十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和六年十月二十二日

徳島県知事 後藤田 正 純

土地改良区の事務所の所在地及び名称	認可年月日
板野郡上板町	令和六年十月七日
吉野川下流域土地改良区	

徳島県選挙管理委員会告示第九十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定に基づく政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年十月二十二日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項		異動の内容		異動年月日
高橋 永 後援会	高橋 永	主たる事務所の所在地		新	旧	令和六年九月二十八日
		徳島市北田宮二丁目二二八			徳島市昭和町三丁目一・二	

徳島県選挙管理委員会告示第九十六号
政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項第三号の規定に基づく資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり告示する。
令和六年十月二十二日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
高橋 永	高橋 永 後 援 会	主たる事務所の所在地	徳島市北田宮一丁目二二八	徳島市昭和町三丁目一・二	令和六年九月二十八日

徳島県選挙管理委員会告示第九十七号

平成十九年徳島県選挙管理委員会告示第十号（不在者投票を行うことができる施設を指定した件）の一部を次のように改正し、令和六年十月十日から施行する。

令和六年十月二十二日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

一の表62の項中「独立行政法人国立病院機構徳島病院」を「独立行政法人国立病院機構とくしま医療センター西病院」に、同表66の項中「独立行政法人国立病院機構徳島医療センター」を「独立行政法人国立病院機構とくしま医療センター東病院」に改める。

徳島県公安委員会規則第15号

徳島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年10月22日

徳島県公安委員会委員長 岡 田 好 史

徳島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

徳島県道路交通法施行細則（昭和47年徳島県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第14条中第5号を削り，第6号を第5号とし，第7号から第11号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は，令和6年11月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については，なお従前の例による。

徳島海区漁業調整委員会指示第五号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十条第一項の規定に基づき、次の区域及び期間において全長二十センチメートルを超えるうなぎを採捕することを禁止する。

令和六年十月二十二日

徳島海区漁業調整委員会 会長 岡 本 彰

一 禁止する区域

徳島海区（公共用水面及びこれと連接して一体を成す水面）

二 禁止する期間

令和六年十一月一日から令和七年三月三十一日まで

三 指示の適用除外

この指示は、次に掲げる場合には、適用しない。

1 徳島県漁業調整規則（令和二年徳島県規則第八十八号）第四十三条第一項の規定により知事の許可を受けた者が、当該許可の範囲内で採捕する場合

2 国の機関又は地方公共団体（大学等の試験研究機関を含む。以下同じ。）が、うなぎに係る調査又は試験研究を目的として採捕する場合（当該国の機関又は地方公共団体から、委託、補助その他の関与を受けている場合を含む。）で、当該採捕を行う三日前までに徳島海区漁業調整委員会へ届出を行った場合

四 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和六年十月二十二日から令和七年三月三十一日までとする。

徳島海区漁業調整委員会指示第六号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十条第一項の規定に基づき、押網（徳島県漁業調整規則（令和二年徳島県規則第八十八号）第三十一条第四号に規定する漁具（以下「当該漁具」という。））を船舶に積載することについて、次のとおり指示する。

令和六年十月二十二日

徳島海区漁業調整委員会 会長 岡 本 彰

令和六年十二月十五日から令和七年四月十五日までの間は、当該漁具を船舶に積載してはならない。また、当該漁具が積載された船舶を運航してはならない。ただし、やむを得ない理由により、当該漁具を船舶に積載する必要があり、その日の三日前までに徳島海区漁業調整委員会に別記様式による届出書を提出した場合はこの限りでない。

(別記様式)

押網漁具の船舶への積載に関する届出書

令和 年 月 日

徳島海区漁業調整委員会会長 殿

住所

氏名

令和 6 年 1 0 月 2 2 日付け徳島海区漁業調整委員会指示第 6 号の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

なお、網枠と網とは、分離した上、積載いたします。

1 押網漁具を船舶に積載する理由（具体的に記載のこと。）

2 積載予定期間

3 航行予定区域

4 届出の対象船舶等

(1) 船名

(2) 漁船登録番号、船舶検査済票の番号又は船舶番号

(3) 総トン数又は船舶の長さ

(4) 船舶所有者の住所、氏名

(5) 運航責任者の住所、氏名

(6) 押網漁具の所有者の住所、氏名

徳島県内水面漁場管理委員会指示第三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十条第一項及び第七十一条第四項の規定に基づき、次の区域及び期間において全長二十センチメートルを超えるうなぎを採捕することを禁止する。

令和六年十月二十二日

徳島県内水面漁場管理委員会 会長 野 口 修 司

一 禁止する区域

徳島県内の河川等の内水面（公共用水面及びこれと連接して一体を成す水面）

二 禁止する期間

令和六年十一月一日から令和七年三月三十一日まで

三 指示の適用除外

この指示は、次に掲げる場合には、適用しない。

1 徳島県漁業調整規則（令和二年徳島県規則第八十八号）第四十三条第一項の規定により知事の許可を受けた者が、当該許可の範囲内で採捕する場合

2 国の機関又は地方公共団体（大学等の試験研究機関を含む。以下同じ。）が、うなぎに係る調査又は試験研究を目的として採捕する場合（当該国の機関又は地方公共団体から、委託、補助その他の関与を受けている場合を含む。）で、当該採捕を行う三日前までに徳島県内水面漁場管理委員会へ届け出た場合

四 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和六年十月二十二日から令和七年三月三十一日までとする。

徳島県内水面漁場管理委員会指示第四号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十条第一項の規定に基づき、押網（徳島県漁業調整規則（令和二年徳島県規則第八十八号）第三十一条第四号に規定する漁具（以下「当該漁具」という。））を船舶に積載することについて、次のとおり指示する。

令和六年十月二十二日

徳島県内水面漁場管理委員会 会長 野 口 修 司

令和六年十二月十五日から令和七年四月十五日までの間は、当該漁具を船舶に積載してはならない。また、当該漁具が積載された船舶を運航してはならない。ただし、やむを得ない理由により、当該漁具を船舶に積載する必要があり、その日の三日前までに徳島県内水面漁場管理委員会に別記様式による届出書を提出した場合はこの限りでない。

(別記様式)

押網漁具の船舶への積載に関する届出書

令和 年 月 日

徳島県内水面漁場管理委員会会長 殿

住所

氏名

令和 6 年 1 0 月 2 2 日付け徳島県内水面漁場管理委員会指示第 4 号の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

なお、網枠と網とは、分離した上、積載いたします。

1 押網漁具を船舶に積載する理由（具体的に記載のこと。）

2 積載予定期間

3 航行予定区域

4 届出の対象船舶等

(1) 船名

(2) 漁船登録番号、船舶検査済票の番号又は船舶番号

(3) 総トン数又は船舶の長さ

(4) 船舶所有者の住所、氏名

(5) 運航責任者の住所、氏名

(6) 押網漁具の所有者の住所、氏名